

# 中井町まちづくりパートナー制度

## ～概要版～

### I 制度の目的

町民がまちづくりや地域活動により参画しやすい仕組みをつくり、町民との協働のまちづくりを一層推進していくことを目的とします。

### II 事業概要

まちづくりのために、地域のために何かしたい、役に立ちたいと思う人と支援あるいは協力者、賛同者を必要としている個人・団体等とを結びつけるボランティア制度です。

町では、事業ごとにボランティアの募集・活用を行ってきましたが、この制度では整理・統合を行い、まちづくり・地域活動へと幅広い活用を図っています。

### III 「まちづくりパートナー」になるには

「中井町をもっと元気にしたい！」「自分の知識・技術をまちづくりに活かしたい！」「地域活動のお手伝いがしたい！」とお考えの方は、ぜひまちづくりパートナーへご登録ください。

個人のほか団体でも登録することができます。

#### 1 まちづくりパートナーの登録要件

まちづくりパートナーとして登録できる要件は次のとおりです。

(1) 中学生以上の方であれば、中井町以外にお住いの方でも登録をすることができます。

ただし、未成年者の場合は、親権者等の法定代理人の同意が必要です。

(2) 社会的な貢献活動を行っている団体であると町長が認める団体。

※要件を確認するため、資料等の提出を求める場合があります。

次のいずれかに該当している場合は、まちづくりパートナーの登録を受けることができません。

(1) 自己、特定の者、団体のみの利益を図る者又は団体

(2) 特定の宗教を支持し、信仰を強要しようとする者又は団体

(3) 特定の政党の利害に関する活動をしようとする者又は団体

(4) その他町長が適当でないと認める者又は団体

#### 2 まちづくりパートナーの登録手続き

まちづくりパートナーへの登録を希望される方は、「中井町まちづくりパートナー登録申込書」を地域防災課へ提出してください。

また、登録後にその登録内容に変更があった場合、登録の抹消を希望される場合は、「中井町まちづくりパートナー登録変更・登録抹消届出書」を地域防災課へ提出してください。

### **3 活動内容**

町の実施する事業や地域活動などお手伝いをお願いしたい時に、登録された皆さんに活動内容を周知し、参加いただける方を募集します。興味のある活動で日程の都合がつく場合には、ご協力をお願いします。

## **IV 「まちづくりパートナー」の力を借りるには～地域活動での支援要請について～**

町民の方、地域の活動団体等の方が、イベントや行事などを計画した時に、「自分たちだけでは実現が難しい」、「必要な知識のあるスタッフがない」などという場合は、「まちづくりパートナー」の力を借りましょう。

### **1 申請ができる個人、団体の要件**

個人：中井町に在住、在勤している18歳以上の方

団体：社会的な貢献活動を行っている団体であると町長が認める団体

※要件を確認するため、資料等の提出を求める場合があります

### **2 申請の対象となる活動**

まちづくりパートナーと協働して取り組むことにより、地域の課題や社会的問題等の解決につながると認められる、町内で行われる町民を対象とした活動が対象となります。

ただし、活動に伴う経費の実費弁償（交通費、食費程度）の範囲を超えて報酬等を得る活動や次の項目のいずれかに該当する活動は、この制度を活用することができません。

- ・ 営利を目的とする活動
- ・ 宗教又は政治の普及を目的とする活動
- ・ 特定の公職者や政党の支持、又は反対を目的とする活動

※要件を確認するため、資料等の提出を求める場合があります。

### **3 支援申込手続き**

支援を希望する日の30日前までに「中井町まちづくりパートナー支援申込書」を地域防災課へ提出してください。

町から、登録されたまちづくりパートナーへ事業内容を周知し、参加者を募集します。

まちづくりパートナーが決定した時には、申込者へ報告し必要な打合せ等を行います。

### **4 支援報告書**

まちづくりパートナーの支援を受けた方は、支援を受けた日から起算して30日以内に「中井町まちづくりパートナー支援報告書」を地域防災課へ提出してください。

地域防災課

TEL 0465-81-1110 FAX 0465-81-1443

Eメール chiiki@town.nakai.kanagawa.jp